

~NISA の ス ス メ ~ 今、話題の少額投資非課税制度 NISA (ニーサ)。すでに 10 月 1 日から受付が始まっています。手続きは、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」に必要事項を記入し住民票の写し等の必要書類とともに金融機関を經由して税務署に申請、税務署では同一の申請者(投資者)から複数の申請がないかなどを確認し、確認されれば税務署から金融機関に非課税適用確認書が交付され、NISA 口座開設、というもの。

株式を 100 万円まで取扱っても配当や譲渡益が非課税なのですから、いつか株をやってみたい、と思われていた方にはとてもいい機会。

非課税管理ができる口座の期間には区切りがあって、最長 5 年(毎年設定しなおし、実質延長する事が可能)。オリンピックまでのあと 7 年、景気の波を読んで、非課税投資にチャレンジされてみてはいかがでしょうか？

ちなみに万が一、損失が出た場合の責任は負えませんので、念のため。